

山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県障害者社会参加推進センター（以下「推進センター」という。）活動推進員等設置費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、障害者の社会参加促進事業推進の中核となる推進センターの運営費を助成することにより、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、山梨県内の各障害者団体を総括的に代表する社会福祉法人山梨県障害者福祉協会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 推進センター活動推進員給与費
- (2) 推進センター光熱水費及び清掃費
- (3) その他推進センターの運営に要すると知事が認める経費

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の定める範囲内とする。

(補助金交付申請)

第7条 この補助金の交付申請は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、知事が必要と認めた場合は概算払いすることができる。

2 概算払いを受けようとする時は、概算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第9条 補助事業等に要する経費の配分（軽微な変更（補助事業各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の変更）を除く。）又は補助金額の増減を伴う補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、事前に変更交付申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 この補助金にかかる事業を完了したときは、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに、事業実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- （1）収支計算書
- （2）活動推進員等設置費内訳表
- （3）その他知事が必要と認める書類

（補助金の経理等）

第11条 補助金の交付を受けた社会福祉法人山梨県障害者福祉協会は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率
報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	当該経費の 10分の10

(様式第 1 号)

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称 印

(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等
設置費補助金の交付申請について

このことについて、山梨県補助金等交付規則第 4 条により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添 付 書 類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 定 款

(様式第 2 号)

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称 印

概 算 払 請 求 書

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②	今回概算請求額
円	円	円	円

3 概算払請求の理由

4 支払方法

口座振替 振替先銀行名
預金種別
口座番号
口座名義

(様式第3号)

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称 印

(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費
補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日付け障第 号により交付決定のあった(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金にかかる事業について、同補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

(1) 変更の理由

(2) 事業変更後の収支出予算書

(3) その他参考書類

(様式第 4 号)

第 号
(元号) 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称 印

(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費
補助金の実績報告について

(元号) 年 月 日付け障第 号により交付決定のあった(元号) 年度山梨県障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金にかかる事業実績について、同補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(1) 収支計算書

(2) 活動推進員等設置費内訳表

(3) その他知事が必要と認める書類